

優待利用施設のご案内

会員事業所の被保険者とその家族の皆様が利用できます。
対象施設の利用を希望される場合は、「施設利用会員証」を発行します。
詳細は同封の「事業案内」、和歌山県社会保険協会のホームページをご確認ください。

社会保険クイズ

高額療養費からの設問です。
一カ月の窓口負担額が自己負担限度額を超えたときは、超えた分が請求により払戻されます。
次のうち誤っているのはどれでしょうか。
番号でお答えください。(複数あります)

- ① 同一世帯で直近12カ月に高額療養費が支給された月が3カ月以上になった場合は、4カ月目からの自己負担限度額は軽減された額となる。
- ② 70歳未満の自己負担限度額は、標準報酬月額により5段階に設定されている。
- ③ 国民健康保険には、健康保険のような高額療養費制度はない。
- ④ 入院期間が2カ月にまたがっても、同じ病院であれば高額療養費の申請書は1枚で良い。
- ⑤ 調剤薬局で支払った薬代は、自己負担限度額には含まれない。

出題 一般財団法人和歌山県社会保険協会

ハガキに①答え②氏名③〒と住所④事業所名
⑤ご感想・ご意見等を記入の上、2019年4月26日(金)までに下記までご応募ください。

正解者多数の場合、抽選で5名様に素敵な景品をお送りします。(景品の発送をもって発表にかえさせていただきます。)

ご応募いただいた際の個人情報、今回のクイズに係る業務に使用させていただいた後、当協会が責任をもって廃棄いたします。

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1番2号
和歌山ビッグ愛5階
一般財団法人和歌山県社会保険協会



正解は、A⇒42 B⇒98 C⇒56 でした。

・被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けなかった場合は、出産の日(実際の出産が予定日後のときは出産予定日)以前42日(多児妊娠の場合は98日)から出産の翌日以後56日目までの範囲内で、会社を休んだ期間を対象として出産手当金が支給されます。出産日は出産の日以前の期間に含まれます。また、出産が予定日より遅れた場合、その遅れた期間についても出産手当金が支給されます。

・資格喪失の日の前日(退職日等)まで被保険者期間が継続して1年以上あり、被保険者の資格喪失の日の前日に、現に出産手当を受けているか、受けられる状態(出産以前42日目が加入期間であること、かつ、退職日は出勤していないこと)であれば、資格喪失後も所定の期間の範囲内で引き続き支給を受けることができます。

●発行所 一般財団法人 和歌山県社会保険協会 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F
☎(073)426-1555 FAX(073)426-1565
ホームページ <http://www.shahokyokai-wakayama.jp/>
この広報紙は上記ホームページアドレスでもご覧いただけます。

ほっと便



わかやま



古座川一牧岩

- 主な内容
- P2 国民年金保険料学生納付特例制度のご案内
「ねんきんネット」をぜひご利用ください
和歌山県内年金事務所の電話番号変更について
 - P3 「インセンティブ制度」が始まっています
 - P4 優待利用施設のご案内／社会保険クイズ



日本年金機構 からのお知らせ

和歌山東年金事務所 〒640-8541 和歌山市太田三丁目3番9号
和歌山西年金事務所 〒641-0035 和歌山市関戸二丁目1番43号
田辺年金事務所 〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24番8号

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。
しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得の目安】 118万円 + {扶養親族等の数 × 38万円}

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。
引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

便利で簡単!!

「ねんきんネット」をぜひご利用ください

「ねんきんネット」は、ご自身の年金記録やこれから受け取る年金見込額など、年金に関する情報をパソコンやスマートフォンで簡単に確認できるサービスです。

利用登録には「基礎年金番号」が必要となりますので、あらかじめ年金手帳などをご用意いただきますようお願いいたします。

詳しくはWEBで「ねんきんネット」と検索してください。
また、従業員の皆さまへぜひご周知くださるようお願いいたします。

和歌山県内年金事務所の電話番号変更について

和歌山県内の年金事務所では、これまで課別の電話番号にお掛けいただき、自動音声案内を行っておりましたが、平成31年4月1日から以下のとおり代表電話番号への一本化を行いました。

- 和歌山東年金事務所 073-474-1841
- 和歌山西年金事務所 073-447-1660
- 田辺年金事務所 0739-24-0432
- 田辺年金事務所新宮分室 0735-22-8441



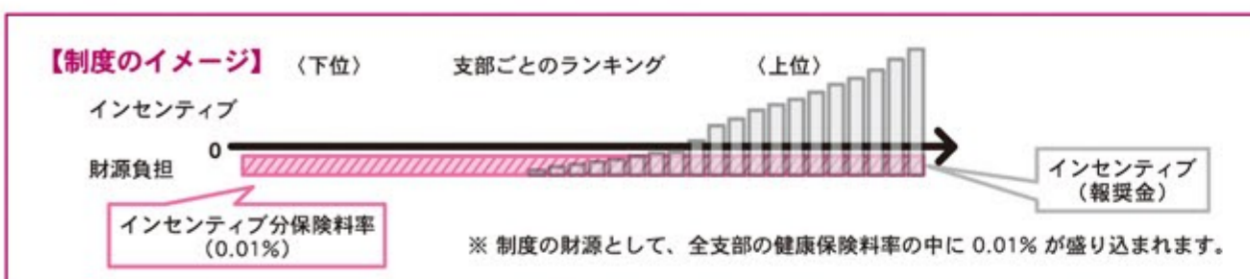
全国健康保険協会 和歌山支部 協会けんぽ

〒640-8516 和歌山市六番丁5 和歌山第一生命ビル3階
<http://www.kyoukaikerpo.or.jp/shibu/wakayama>
協会けんぽわかやま 検索

皆様の取組により保険料率が決まる!

インセンティブ制度とは?

協会けんぽの加入者及び事業主の皆さまの取組に応じてインセンティブ(報奨金)を付与し、支部ごとの健康保険料率に反映させる制度です。
※平成30年度の実績は、2020年度の保険料率に反映されます。



5つの評価指標

- ① 特定健診等の受診率
- ② 特定保健指導の実施率
- ③ 特定保健指導対象者の減少率
- ④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率
- ⑤ 後発医薬品の使用割合

和歌山支部の現状

平成29年度の実績によるシミュレーションでは、和歌山支部の順位は **全国41位**のため、現状ではインセンティブを受けることができません。

5つの評価指標のうち、① **特定健診等の受診率**の順位が最も低いため、特に力を入れて取り組んでいかなくてはなりません。

評価順位を上げ、保険料率を下げるためには皆様の力が欠かせませんので、ご協力をお願いします。

加入者及び事業主の皆さまにお願いしたいこと

定期健康診断には、お得な協会けんぽの『生活習慣病予防健診』をご利用ください

お得意①: 一般定期健診の検査項目に、がん検診(胃・大腸・乳・子宮頸がん)がセットになっています。

お得意②: 協会けんぽから健診費用が約6割補助されるので、定期健診と同額程度でご利用いただけます。

※3月中旬に事業所様に生活習慣病予防健診申込書をお送りしています。健診機関によっては、早期に定員に達する場合がありますので、お早めにご予約ください。



【お問い合わせ先】 企画総務グループ 073-421-3101